

平成26年7月22日

和歌山県環境生活部県民局食品・生活衛生課食品衛生班 電話(直通)073-441-2624
担当 村上・抜井 (内線)2621・2623・2630

湯浅・御坊保健所管内における食品衛生法に基づく回収命令について

本日、下記のとおり食品衛生法に基づく行政処分をしましたので、資料提供します。

湯浅・御坊保健所管内で収去したアイスマルク及びアイスクリームについて検査したところ、成分規格違反であることが判明しました。

これを受けて、湯浅、御坊保健所は、平成26年7月22日に製造施設の立入検査を行うとともに、本日、食品衛生法第54条の規定に基づき当該品の回収を命じました。

	湯浅保健所	御坊保健所
行政処分を受けた 営業者	有限会社しょう 代表取締役 林 徹子	竿本千明
回収命令の対象 となった食品の 名称及び数量	アイスマルク (濃い抹茶アイス) 1000ml入り 45個	アイスクリーム (やまびこよもぎアイス) 80ml入り 133個
行政処分の対象 となった施設の 名称及び所在地	有限会社しょう 有田郡広川町西広585-2	美山ふるさと産品加工所アイスクリームグループ 日高郡日高川町皆瀬1087
行政処分を 行った理由	食品衛生法第11条第2項違反	
行政処分の内容	アイスマルクの成分規格違反 大腸菌群:陽性	アイスクリームの成分規格違反 細菌数:1gあたり1,500,000検出
	食品衛生法第54条の規定に基づく回収命令	
措置状況	各保健所では汚染原因の特定のため製造工程の詳細な調査を行っています。	
その他必要な事項	当該製品は、これまで33個販売されました。現在のところ健康被害は報告されていません。	当該製品は、これまで50個販売されました。現在のところ健康被害は報告されていません。

(成分規格) アイスクリーム 細菌数 1g あたり 100,000 以下、大腸菌群 陰性
アイスマルク 細菌数 1g あたり 50,000 以下、大腸菌群 陰性
乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)に規定

※収去とは、食品衛生法に基づき、食品の試験検査をするため、食品衛生監視員が食品関係施設等から食品を無償で採取することです。